

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和2年2月26日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後零時57分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	渡辺英博君
2番	渡辺正道君	3番	高野匠美君
4番	渡辺高一君	5番	堀本典明君
6番	早川恒久君	7番	遠藤一善君
8番	安藤正純君	9番	宇佐神幸一君
10番	高野泰君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君		

欠席議員（1名）

11番 黒澤英男君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋保明君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
住民課長	植杉昭弘君
福祉課長	杉本良君
健康づくり課長	遠藤博生君
生活環境課長	黒澤真也君
産業振興課長	猪狩力君

都市整備課長	竹	原	信	也	君
教育総務課長	飯	塚	裕	之	君
参事生涯学習課長	三	瓶	清	一	君
郡山支所長	齊	藤	一	宏	君
参事いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
主幹企画課長補佐	栗	林	政	和	君
主幹兼都市整備課長補佐	廣	田	浩	二	君
総務課長主幹補佐	猪	狩	直	恵	君
総務課課長補佐兼財政係長	大	和	田	豊	一
生活環境課長	渡	辺	浩	基	君
課原対子策力係長	阿	部	祥	久	君
総務係長	福	介護	祉	藤	崇
福祉係長	福	祉	祉	高	木

職務のための出席者

議事会務局長	志	賀	智	秀
議庶務係長	猪	狩	英	伸
議庶務係主任	杉	本	亜	季

説明のため出席した者

【1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について】

環境省福島地方事務所長
環境事務所長 次
中 尾 豊 君

方所・部長
地務生策課
島事再對課
省事再對課
福事再對課
環境棄境
環境廢境
環境環境

高 木 恒 輝 君

方所・部課業官
島務生策生事門
福事再物再区專
省境境棄境点涉
環環環廢環拋交

相 原 百 合 君

方所・部課物長
島務生策生廃室
福事再対進
省境境棄境
環境環廃環
建処

江 藤 文 香 君

方所・部染課分長
地務生策汚策処室
島務生策汚策処室
福事再対能対棄室
省境境棄射棄定進
環環環廢放廢特推

嶋田 章君

方所・部染課分佐
地務生策汚策処補
島對物長
福事再能對棄課
省物棄課
境境棄射
境棄定進
環環廢放廢特推

藤田 宏 篠君

方所部長 島務藏課 省貯課 福事課 境間送 境中輸 環環中

二 井 幸 德 君

方所部長 島務藏係 省福事貯課 境間送環環中輸

荻 野 詩 織 君

地方所長
事務所
支所
南支所
島福省
事務所
長所長
所長

相 澤 顯 之 君

方所所室・官
地務支
島南分染進
福事県除推
省境・岡席送
境中
環環県富首輸

赤 羽 郁 男 君

付議事件

1. 除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について
2. 富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）について
3. 富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）について
4. 特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備について
5. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
6. 東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税等の減免に関する条例について
7. 富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例について
8. その他

開 会 (午後 零時 5 7 分)

○議長（塚野芳美君） 若干早いですけれども、せっかくですので、おそろいのようですからただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、環境省職員の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議員の皆様には、引き続き全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、環境省から除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業について説明を受けると共に、町からは今後の町の進むべき方向性や具体的な取組を示す計画に関する説明といたしまして、富岡町第2次災害復興計画後期（案）について、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）についての2件、特定復興再生拠点区域内の整備に関する説明といたしまして、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についての1件、3月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税等の減免に関する条例について、富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例についての3件、その他といたしまして、共生型サポート拠点施設整備事業及び地域交流館整備事業についての1件であります。それぞれの案件につきましては、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ挨拶といたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、環境省を代表しまして中尾福島地方環境事務所次長よりご挨拶をいただきたいと思います。

中尾さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（中尾 豊君） 平素より環境省の各種事業につきましては、ご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。本日お時間いただきまして、環境省の事業の進捗状況などをご説明させていただければと考えております。特に除染、解体関係では、令和2年3月10日、間もなくでございますけれども、夜ノ森駅前の先行解除が予定されているところでござりますけれども、引き続き残る特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して役場や関係者の皆様ともよく協議しながら除染、建物解体にしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。また、中間貯蔵施設への輸送につきましては、帰還困難区域を除きますと福島県全体では1,400万立米のところ600万立米を超すところまで輸送が完了してまいりまして、また富岡町内のものにつきましては131万立米のあったところを55万立米搬出ができているということで、4割強のところをこれまで搬出させ

ていただいているところでございます。こちらにつきましても、皆様方のご理解、ご協力の上で成り立っている事業でございまして、この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。何よりも安全第一を最優先として引き続き取り組んでまいりたいと考えてございますので、引き続きのご協力、ご理解を賜れればと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業についての説明をお願いいたします。

高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） 環境再生課長、高木でございます。私から除染、解体状況について着座して説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。除染・建物解体状況について。避難指示解除済み区域につきましては、フォローアップ除染、お問い合わせ案件、また事後モニタリング結果からの抽出案件それぞれ対応しております。また解体関係につきましても、申請2,910件中2,746件まで完了しているところでございます。また、特定復興再生拠点区域につきましては、A地区、またB、C地区とも同意取得率は91%、85%近くとかなり伸びてきておりまして、それぞれ除染を実施しております。また、解体関係につきましても、先行地区については234件中183件、A地区については半分程度、またB、C地区についても解体を始めているというような状況となっております。

また、2ページ目を御覧ください。令和4年度末の拠点区域全域避難指示解除目標までに向けたスケジュールというところでなっておりまして、A地区につきましては今年度末までに完了させると。また、B、C地区につきましては、令和3年度の途中、その後事後モニタリングフォローアップということで続していく計画で考えております。

3ページ目につきましては、これまでにお示ししていますそのA、B、Cの区割りですとか最近の除染、解体状況の図ということでお示ししております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 二井さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（二井幸徳君） 私からは、令和元年の中間貯蔵施設への輸送状況及び令和2年度の輸送計画についてご説明いたします。着座にて説明いたします。

4ページ目をおめくりください。ここに書いてあります今年度の輸送に向けての取組でございます。今年度につきましては、400万立米を輸送するという計画のもとに、まずは安全第一に的確に運ぶということを目的として進めているところでございます。これまでの輸送実績でございます。2月20日現在で今年度350万を輸送したところでございます。富岡町町内につきましては、40万6,000に対して

34万3,293ということでございます。

次の5ページでございます。この書いてあります仮置場から搬出を行っているところでございます。

現在は、この6か所について輸送中でございます。

続きまして、6ページ目を御覧ください。これが今年度の富岡町からの輸送状況でございます。年度の初めにつきましては、やや受入れ側等の準備もございまして、やや量の少ない輸送でございましたが、直近では月4万を超えるような輸送となっております。また、1日当たり現在360台、延べですけれども、2,600立米運んでおりまして、おおむねこの計画で進んでいきますと3月末までには計画の40万6,000は運べるような段取りとなっているところでございます。しかし、安全を第一ということで、しっかり安全第一で輸送してまいります。

以下の7ページでございます。現在の今年度の輸送の状況でございます。左側の①、②、③、④、それから深谷第2仮置場等、こちらのまず6号線に近い部分からの搬出を行っているところでございます。また、右の写真ございますが、夏場枝木が繁茂しましたので、枝払いを行いました。これによって見通しをよく輸送についてもしっかりと行える体制を整えて輸送しているところでございます。

続きまして、8ページ目でございます。令和2年度、来年度でございます。事業方針の中で、今年度と同程度というところでございます。よりまして、富岡町においては40万6,000というところでございます。残ります仮置場の下にございますこの4か所から松ノ前、赤坂1、深谷2、それから深谷国有林の灰の移送、これを来年度行うこととしております。これまで富岡町においては、現在昨年年末で85万の保管量ございました。令和元年度末においては70万3,000ということでございます。これで来年度の40万を輸送しますと、令和2年度末においては29万7,000がまだ残っているという状況でございます。ただし、これにつきましては、今現在特定最終拠点、復興再生拠点における除染の数量についてはまだ入っておりませんので、それが加わるというふうな状況でございます。いずれにしましても、令和3年度末においては輸送が完了する方向で取り進めていくところでございます。

それから、9ページ目でございます。これが今の富岡町に係る近隣からの輸送ルートでございます。県道36号、それから富岡インター、それから県道36号、それから6号を北上するといったコースから中間貯蔵施設に輸送させていただいているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。これが来年度の輸送ルートでございます。先ほど申し上げましたように、6号線の近いほうについてはほぼ輸送は完了しております。ただ、ここには除染によって発生したものが貯蔵されておりますが、6号からの視界については見えないように配慮しながら入れているところでございます。なお、11ページ、12ページにつきましては、令和2年度環境省としての中間貯蔵施設事業の事業方針を記載しているところでございます。輸送に関しましては、昨年と同様に安全を第一、近隣住民、市町村との連携をしながらしっかりと運んでいくということにしております。

12ページにつきましては、用地の取得関係、それから施設の整備関係、それから減容・再生利用と

いった内容を記載しておりますので、参考に見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 嶋田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（嶋田 章君） 特定廃棄物処分推進室の嶋田と申します。私から特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

13ページでございます。輸送・埋立の実績についてでございます。これまでの輸送・埋立の実績（累計）でございますが、今月20日現在で約11万2,000袋少々の特定廃棄物搬入をいたしております。およそ直近3か月程度を見ますと月大体3,000袋から4,000袋弱程度の搬入を続けてございます。今年度約5万袋程度の搬入を予定してございますが、こちらにつきましておおむね到達できるような見込みで今作業を進めております。このうちこの富岡町から搬入された廃棄物の袋数は、約2万6,000袋ということで搬入をいたしております。上空写真でございますが、現在1月末時点のお写真を右側に掲載してございますが、下流側は8段目の土堰堤が昨年末に完成をしておるということでございます。

続いて、14ページに参ります。来年度の輸送・埋立の予定についてでございます。今し方申し上げましたように、今年度約5万袋の廃棄物の搬入というのを予定しております、これとほぼ同量、来年度も約5万袋程度全体では搬入をしようと計画をしております。そのうち富岡町からは、深谷国有林内の封入等施設から約8,000袋を搬出する予定を見込んでおります。富岡町からの特定廃棄物の搬出につきましては、今後おおむね2から3年程度を目途に完了する予定でございます。それから、双葉地方広域市町村圏組合の一般廃棄物に関しましても、特定廃棄物埋立処分施設への搬入を昨年の12月より開始しております。楢葉町にございます南部衛生センター館ノ沢の最終処分場に仮置きをされております双葉広域圏組合から出ました一般廃棄物に関しまして封入作業を開始しております。来年度も封入、それから特定廃棄物埋立処分施設への搬入を継続いたします。数量としまして、現時点では全体5万袋のうち約5%程度、2,500袋から3,000袋程度の双葉広域圏組合の一般廃棄物の搬入というのを現時点では見込んでおります。輸送ルートにつきまして、先ほどの中間貯蔵施設への輸送ルートと一部似ているところもございますけれども、この中で特に輸送車両が集中します国道6号線における輸送台数は、主に南相馬市方面、それから常磐道、常磐富岡インターから下りてくる車両、それから川内村方面からの車両といったものがございまして、平均大体30台程度、1日当たり、それから最大65台程度ということ、1日当たり、書いてございますが、地図にも少し記載してございますいわき市方面から南から入ってくる車両というのも当然ございますので、65台全てが富岡町の中を通りということには恐らくならないだろうと見込んでおりますが、車両としてはこういった台数というのを今見込んでおります。

15ページに参ります。環境モニタリングの結果についてでございます。敷地境界における空間線量率に関しましては、搬入開始以降も減少傾向というのが続いております。それから、施設下流域の河

川水中の放射能濃度に関しましては、平成29年度以降これまで8回測定実施しておりますが、全て検出下限値未満という値になっております。

それから1点、環境モニタリング調査結果の修正につきましてご報告申し上げます。先週2月19日に開催をいたしまして、一部新聞報道などもなされておりましてご存じの方多くいらっしゃるかと存じますが、管理型処分場環境安全委員会を2月19日に開催をいたしまして、そちらにおいてこの委員会ですとか私ども環境省のウェブサイトで公表しております特定廃棄物埋立処分施設の環境モニタリング調査結果の一部に記載誤りがございまして、そちらにつきましてこの委員会でご報告を申し上げました。この誤りの原因につきましては、モニタリング調査結果をこれらの委員会資料などに転記をする際のミスということでございます。修正後のデータを改めて確認をいたしましたところ、基準値などを超過するという項目はございませんで、こちらの特定廃棄物埋立処分事業の安全性、それから周辺環境への影響というのは見られないということを確認をいたしております。こちらに関しましては、環境省職員でももちろん確認をしておりまし、放射性物質の専門家あるいは環境モニタリングの専門家にもデータを見ていただきましてこういったことを確認いたしております。再発防止策として、私ども環境省職員による確認というものを改めて徹底いたしますと共に、資料作成を行う事業者におきまして複数回の確認を行うように私どもから指示をしておりまして、その実施状況を私どもで定例的に確認をしております。こういった対策を施しまして2月19日の委員会においてご報告をさせていただいているという状況でございます。こういった確認が十分になされないままこれまで報告をしておりました点につきまして深くおわびを申し上げます。こういったことを二度と起こさないように私ども厳重にデータの管理でありますとか公表につきまして対応を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） すみません、除染・解体の2ページ目のスケジュールのことできちんとお聞きしたいのですけれども、これ先行A、B、Cモニタリングということで赤が入っているのですけれども、多分これでいくと赤が解体のスケジュールなのかなと思うのですけれども、例えばもう上の状況を見ても、解体とか除染がまだ、解体なんかもまだ全然終わっていない状況で、このA、B、C地区の実際にこの終期というか、どの辺に設定しているのか教えてほしいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） ご質問いただきました2ページ目のスケジュールなのですけれども、確かにご指摘のとおり、ちょっと除染を中心に作られたスケジュールでして、解体のことをこのスケジュールに反映するのがなかなか難しいのですけれども、下の米印で書いてありますとおり、未同意の画地というもの

もございますし、まだ申請をいただけていない建物の所有者さんもいらっしゃいますので、そういう方々はこの線表にとらわれずに申請を頂いたものから随時進めていくようなスケジュールでございます。上の解体の残件数見ていただきますとわかりますとおり、300件近くまだ解体完了していない件数がございまして、そこは現在公告中のその3工事で300件の発注をしておりますので、その中で消化していく予定でございます。さらに、その工事を進めながら申請の受け付けも現在進めておりますので、また申請数が伸びてくれればその工事に増嵩するですか新しい工事を出すですか、状況を見ながら対応を考えております。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） すみません、終期の見通しで、それからちょっと今疑問だったのですけれども、特定復興の中の除染というのは、解体をしてから除染をするところがあるので、今言っている除染というのは建物がないところの除染が一応令和元年度の終期ということだったのか。これは、ではそういうところは令和元年度で終わるのか。これがどのぐらい伸びていく予定になっているのかというのをちょっと知りたいのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） まず、終期につきましては、解体申請の締切りをいつ設定するかというところがまだないもので、現時点では申請がある限り工事が続いているので、今終期を申し上げるところはちょっと難しい状況でございます。まず、締切りをいつ頃に設定していくかということにつきましては、復興計画の中での除染・解体になりますので、復興庁とも相談しておりますし、ある程度國の方針が見えてきましたら町ともよくよくご相談させていただいて住民の方に周知してということを考えております。

除染は、ご指摘のとおり、解体をするとお決めになった方の宅地につきましては、解体をして庭除染をして完了ということになりますので、そうした解体のスケジュールに引っ張られることになります。それと関係ない森林ですとか道路ですとかあと農地、あとは家を残されると決めた方の建物の除染ですとかあとは空き地の除染というのはおおむねこのスケジュールで進めていくというような考え方になります。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） すみません、そうしたらA地区は令和元年度で終了すると考えていいのですね。

○議長（塚野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） 今江藤からも申しましたとおり、この米印にあるような未同意画地ですとか申請者都合により解体できない建物を除いて終了するというところです。ですので、まだ我々で工事に入れない部分というのは残ってしま

いますので、そういう部分はほかの次に続く工事の中で我々工事入れるようになったらやっていくというものです。ですので、今入れるところについての一定のめどは令和元年度末までにつくというのがこの線表の意味となります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

先日復興再生拠点のB地区、新夜ノ森ちょっと車で走っていたら、道路除染をやっているところで突然ここから通行止めですみたいな対応をされて、そこでUターンして戻ってくださいみたいな対応だったのですけれども、そういうところを把握されているのかと、あと許可されているのかちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） すみません、ご指摘頂きまして、大変不快な思いをさせてしまいまして申し訳ありませんでした。我々にも受注者に対しては、住民の方を優先して通行させなければいけないものと思っておりますので、ちょっと把握し切れていない部分がなったのは失礼いたしましたけれども、受注者に対して改めてそういうことのないように指導したいと思います。

○議長（塙野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 余り民家も少ないところだったので、どういう対応されたのかなと思いました。迂回できる場所に警備員を設置するなどもう少し丁寧な対応をしていただきたいと思います。厳しくご指導していただければと思います。

○議長（塙野芳美君） 高木さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（高木恒輝君） ご指摘ありがとうございました。しっかりと受注者を指導してまいります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 13ページの埋立ての実績、令和2年2月20日現在で11万2,666袋なのだけれども、これは容量の全体の何%くらいに当たりますか。

○議長（塙野芳美君） 嶋田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（嶋田 章君） ご質問ありがとうございます。

こちらの大体11万袋少々ということでございますけれども、現時点で手元の計算で申し上げますと、大体容量の、廃棄物として入る容量のおおよそ3分の1程度というような手元の計算で今おります。ですので、そういうものがおおむね2年強で搬入をさせていただいていると。そういう状況でご

ざいます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 2年強ということで3分の1であれば、あと何年くらいでこれ終了というか満杯になって、そんなに、あと五、六年くらい、七、八年かそれくらいになりますか。

○議長（塚野芳美君） 嶋田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部放射能汚染廃棄物対策課特定廃棄物処分推進室室長（嶋田 章君） もともとの計画で申し上げますと、特定廃棄物に関しては埋立て開始から約6年、それから双葉郡の生活ごみ、広域圏組合からの一般廃棄物に関しては埋立て開始から約10年ということでお約束申し上げているところでございます。今しお生活ごみ一般廃棄物に関しては約5%程度の搬入を予定していると申し上げましたが、そちらに関しては約10年の埋立てが続くということになりますが、おおむね6年、10年と今申し上げましたような範囲で埋立てが完了できるような今のスケジュールではあるという認識でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 解体についてお伺いします。危険な家屋は大分目につかなくなってきたということで評価しているのですけれども、6号線沿いのパチンコ屋さんがいまだ残っているということで、何か最近同意を得たなどという話は聞いていますが、いつ頃解体の着手をして完了予定しているのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） ご指摘のパチンコ屋さんにつきましては、もともとお兄様から申請を頂いておって、ずっと弟様の同意が取れずにいたのですけれども、今月ようやく同意を得られましたとの弟様の必要な荷物の運び出しが終わりましたので、今JVに物件として解体できるように作業班を集めるようにと指示を出しております。ですので、作業班の集まり次第、3月か4月くらいと考えておるのですけれども、そこから解体着手しまして、大型建物ですので、夏頃までかかる見込みと考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） どうしても今度新年度に入りますので、新年度入ると仕事が止まってしまうという傾向あるので、そういうことのないように、例えば新年度入ってすぐにでもできるような体制を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 江藤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課建物解体廃棄物処理推進室室長（江藤文香君） ご指摘のとおり、せっかく同意が取れましたので、危険家屋ですので、すぐ撤去したいと考えております。ですので、今年度の工事を繰り越す形で今政府内部の協議をしておりますので、

切れ目なく4月、5月でも解体ができるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかござりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、除染・解体工事の状況及び中間貯蔵施設事業並びに特定廃棄物埋立処分事業についてを終わります。

ここで環境省の皆様にはご退席をいただきます。

説明者の入替えのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時25分)

再 開 (午後 1時26分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件2、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）について説明させていただきたいと思います。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

後期計画につきましては、さきに開催されました常任委員会で説明させていただき、各委員よりご意見などを頂いたところであります。後期計画への反映について短期間ではありますが、検討を進めさせていただきました。本日は、計画策定の趣旨などについての説明は、これまでと重複いたしますので、省略させていただき、ご意見などを反映した修正箇所を抜粋した資料にて説明させていただきますので、ご確認をしていただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元にあります全員協議会資料2を御覧いただきたいと思います。まず、1ページでございますが、こちらは元検討委員から寄せられました主な意見の紹介と新たな課題整理をまとめおります。元検討委員の意見を具体的に記すと共に、新たな課題と重要施策等の関連を持たせるため文言の修正をさせていただいたところでございます。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。2ページにつきましては、政策にインフラ復旧、拠点整備の政策実現に向けた成果目標の修正となります。この件につきましては、高い目標値を掲げるべきだというご意見を受けまして、蓄電システムの導入及びフリーWi-Fi環境の整備を3か所から5か所に修正をさせていただきました。

3ページ以降につきましては、分野別具体的な取組となります。3ページには、重点施策（6）の災害に備えたまちづくりに関して、災害用マンホールトイレ等のご提案をいただきましたので、整備検討に追加をさせていただきました。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、重点施策（8）の新たな活力と魅力あるまちづくりに関しまして、新エネルギーの導入支援などを記載しておりましたが、その前提となる新エネルギーに対する住民理解の促進が必要と考え、③として追記をさせていただきました。また、福島イノベーション・コースト構想における教育研究拠点誘致を積極的に表現すると共に、最先端技術を生かした農業の推進を記載いたしました。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、重点施策（14）、交流・関係人口の創出拡大では、（1）、地域資源を生かした観光スポットの整備に関して、夜の森公園や桜並木、健康増進施設などの交流拠点の運動によるにぎわいづくりを追記し、後に説明させていただきます特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランとの関連を持たせたところでございます。

続いて、6ページを御覧いただきたいと思います。同じく重点施策（14）、交流・関係人口の創出・拡大に関しまして、常磐線全線開通を受け、JR主催の東北ディスティネーションキャンペーンと連携した魅力発信と観光誘客の拡大を追記いたしました。

資料の7ページ以降につきましては、これまで申し上げた加除・修正等を計画に反映した溶け込んだ資料でございますので、説明を終了とさせていただきます。

そのほか常任委員会におきましては、医療診療科の増、それから四季を通じて楽しむことができる桜の選定と植樹、福島イノベーション・コースト構想に関する農業と福祉との連携、町外との交流機会の創出なども頂いているところではございますが、計画内で読み込める部分もありますので、頂いたご意見を念頭に入れながら今後の施策制度設計段階から検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日ご確認をいただいた後に来月開催予定の総合開発審議会を経て策定する予定でございます。各課等におきましては、様々な事業を執行しながらも、結果として5年後の目標達成を目指し取り組むといったしまして、議会をはじめ町民の皆さんとともに復興の進捗を見極め、状況や状態に応じた施策を検討し展開してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、富岡町災害復興計画（第二次）後期（案）についてを終わります。

次に、付議事件3、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） それでは、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプランの（案）について説明をさせていただきたいと思います。こちらも着座にて説明させていただきます。

このアクションプランにつきましても、後期計画同様に説明させていただきご意見を頂いたところ

でございます。アクションプラン全体の大幅な修正はないと考えておりますので、本日は策定趣旨などの説明を省略させていただきまして、全員協議会資料3の最終ページ、除染工程における事後モニタリングのみ説明をさせていただきたいと思います。

2段目記載でございますが、除染におきまして、令和2年度の除染完了済みとなっている先行解除区域及びA地区の事後モニタリングは、B、C地区と併せて令和3年度から開始する工程となっておりますが、環境省と協議した結果、町の要望を受け、前倒しも検討するというご意見を回答頂いておりますので、申し添えたいと思います。

最後に、今後のスケジュールでございますが、こちらも先ほどと同様ご確認をいただいたとおり、来月開催の総合開発審議会を経て策定する予定でございます。暮らし、新たなにぎわい、健康の3つの柱に特定復興再生拠点区域の着実な復旧、復興に向け、ハード及びソフト事業の両輪で再生復興を着実に推進し、今回拠点区域とならなかった地域へと広がり早期復旧に着手できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） すみません、前回ちょっと抜けていたのですが、健康づくりのところで、以前ご説明頂いたときには、ランニング、ウォーキングとあとサイクリングなどというところも載っていたのかなと思ったのですけれども、それ消えているのかなと見受けますが、この辺りは計画変更ということなのでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 主幹。

○主幹兼企画課長補佐（栗林政和君） ご質問ありがとうございます。

こちらの記載には、ランニングやウォーキングとありますが、などのところで当然サイクリングも十分検討してございますので、大変失礼いたしました。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ちょっと私記憶にないもので、もう一回質問させてください。

6ページの買い物環境というところなのだけれども、この買い物環境でこれは特定復興再生拠点というから今除染やっている帰還困難区域だと思うのですけれども、これやっぱりさくらモールのような商業施設のようなものを考えてこの買物施設の環境と書いたのですか。

○議長（塙野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 想定されるのは、やはりそのようなことも考えることが十分あり得るかと思いますけれども、今の段階でそのような状況に、富岡町が状態になっていないのも十分に考えてございます。ですが、その買い物環境というものは必要だと考えてございますので、大小にかかわら

ずこういう環境を整えていくということでこのアクションプランに掲げさせていただきました。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） ということは、公設民営とかそこまでは考えていないけれども、もし戻ってきてお店をやってくれる人があればいいなという程度なのかな。その辺はどうですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） 今後この特定拠点の中の整備が進むに当たって、やはりそういう動きも多少なり出てくるかと思います。両方にらんでございます。公設民営も考えておりますし、また民間主導で動いていくこともあります。町の状況に応じてということもありますので、現在のところは柔軟に対応したいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、以上をもちまして質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件3、富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画アクションプラン（案）についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時34分)

再 開 (午後 1時38分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件4、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についての説明を健康づくり課長より求めます。

課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） それでは、右肩の資料ナンバー4、A3横カラー刷りの資料によりまして特定復興再生拠点区域内の健康増進施設に係る整備の状況について説明させていただきます。着座で失礼いたします。

12月の全員協議会におきまして、職員によるプロジェクトチームの検討結果と併せまして、既存の施設を解体撤去し、全体規模縮小の上、同一立地において新たな施設を整備するという町の基本的な考え方をお示ししたところであります。新しく整備する健康増進施設につきましては、特定復興再生拠点区域の復興再生計画に明記された避難指示解除の目標を念頭に、スケジュール表の一番右端にありますが、令和5年4月をオープン時期と想定しております。令和4年度末、令和5年3月末までに建築工事及び開館準備を完了させることができると考えております。当初は、令和2年度に基本計画や設計、令和3年度に実施設計、4年度に建築工事及び開館準備といったざっくりとしたスケジュールを当初描いておりましたが、前日の先ほど申し上げました令和5年4月のオープン目標と

いうところを見据えますと、不測の事態が起きたときなどに備える必要があるということで前倒しで進める必要があると考えることから、建築工事の末工期を令和4年12月末と想定し、そこから逆算で全体工程を設定しております。

スケジュール表を御覧ください。まず、基本計画につきましては、資料右端、ナンバー3、ピンク色の着色のとおり、令和2月9月までに策定することとし、今年度内に着手することとしております。併せてナンバー8、オレンジの着色のとおり、年度内に施設整備検討委員会を立ち上げ、ナンバー9のとおり6月の全員協議会において中間報告、ナンバー10のとおり、9月の全員協議会において最終報告をしてまいりというふうな予定で今のところ考えております。なお、基本計画の策定につきましては、福島相双復興再生機構、官民合同チームのご支援をいただくといたしまして、基本設計に耐え得る制度の計画案の策定を求めてまいりということで考えております。

次に、実施設計につきましては、ナンバー5、水色の着色の部分になりますが、基本計画が決定となつた9月以降入札などの準備を経まして、令和3年1月から委託を開始し、委託期間を同年9月までと想定をしております。こちらにつきましても、適時議会の皆様に対して進捗をご報告し、ご意見を頂戴する考えであります。実施設計が終了しました後は、入札、それから12月議会を想定しての議会の同意を得ることを経まして、ナンバー6、緑色の着色になりますが、令和4年1月より建築工事に着手。先ほど申し上げましたとおり、工期を令和4年12月末としております。建築工事に当たりましては、都市整備課と事前に協議をさせていただいた中で、今回想定している建物がプールのような特殊な設備がないということですので、工期は1年程度で十分であろうというふうな見通しを頂いているところであります。また、官民合同チームによる支援につきましては、基本計画策定終了後につきましても、実施設計時の助言や財源確保のための支援、開館準備などを含めまして、現時点では令和3年度末まで継続いただけるということになっておりまして、様々ご支援を頂きながら事業を進めてまいり考えであります。健康増進施設整備のスケジュールにつきましては、以上であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） スケジュール提示していただいたのですが、検討委員会が来月から開催されるということなのですが、このメンバー構成を教えていただきたいのですが。

○議長（塙野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ご質問ありがとうございます。

メンバーにつきましては、申し訳ありません、まだ確定をしておりません。ちょっと年度内ということで、こちら急ぎ進めたいと思っております。まだ想定ではありますが、町民の方の代表であつたりとか、それから施設の利用に当たって関係をしてくる可能性のある方たちをメインとして選定してまいりたいと考えております。まだ確定をしておりませんので、ちょっとご報告できなくて申し訳あ

りません。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ちょっと今もう3月に入るというのに決まっていないというのは、ちょっとどうなのかななどと思うのですけれども、やはりこの検討委員会の中で十分にいろいろ話し合いをして議論をしていただいた上で進めていくものだと思うのですけれども、余りくどいようで申し訳ないのですが、リフレの跡地ということで、大分敷地的には解体すれば広い敷地になると思いますので、縮小するとしても、どの程度の縮小なのかもわかりませんけれども、やはり先々を考えていただいてコストのかからないような建物を造っていただいて、利用価値がなければ意味がないのでしょうかとも、その辺をしっかりと議論していただかないと後々大変なことになると思いますので、その辺しっかりとお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（遠藤博生君） ありがとうございます。

ご指摘ごもっともだと思います。早急に準備を進めまして委員会の構成を決めますと共に、ご指摘頂きましたとおり、検討委員会で十分内容をもみまして計画に反映させて建物の建築につなげていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件4、特定復興再生拠点区域内健康増進施設の整備についてを終わります。説明者の入替えのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時44分)

再 開 (午後 1時45分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件5、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） それでは、新たに制定しようとします条例についてご説明を申し上げます。

今回新たに制定しようといたします条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例といしまして制定するものでございます。本条例は、平成29年

5月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、昨年12月の令和元年第7回富岡町議会定例会において議決をいただきました会計年度任用職員の給与等に関する条例の本年4月1日からの運用に当たりまして、改正法の一部を引用する富岡町職員定数条例など関係14条例の改正が必要ありますことから、関係条例を一括条例方式により改正いたしたく制定しようとするものでございます。本条例の制定により改正する条例、それから改正の内容などにつきましては、総務係長、阿部より説明をさせますので、よろしくご確認をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 係長。

○総務課総務係長（阿部祥久君） それでは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

全員協議会資料5-1を御覧ください。まず、今回の条例を制定する経緯といたしまして、昨年12月定例議会において会計年度任用職員の給与等に関する条例を議決いただき、令和2年4月1日からの運用開始に向けて現在準備を進めているところでございますが、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員として任用されるため、地方公務員法、それから地方自治法が適用されるということになりますので、正職員と同様様々な条例の適用を受けることとなります。改正ポイントにございます懲戒、分限に関する事項、会計年度任用職員も公表の対象となること、会計年度任用職員の定義を厳格化すること、給与、旅費、勤務条件に関する事項、会計年度任用職員への移行に伴う職の整理を行うこと、この5つの項目につきまして改正法において制度基盤が構築されたことに伴い会計年度任用職員にも適用されるよう町条例を改正する必要があるということになっております。

3、改正する条例、改正の内容を御覧いただきたいと思います。今回の改正においては、改正法の一部を引用する条例、こちらが記載の14条例ございます。主な改正内容ですが、今回の条例は全て条例の一部改正の内容となっておりますが、改正の目的として、改正のポイントでもご説明させていただいた内容を会計年度任用職員にも適用させる必要がありますので、各条例において規定を整備するということになります。14条例全て同一の改正趣旨でありますことから、地方公務員法、それから地方自治法の一部改正の内容を踏まえまして必要な町条例を一括して改正する一括条例方式により新規条例を制定することとしております。今回14条建てで各条例の改正を1条ごとに行い、関係規定を整備するというものになってございます。

詳細の内容、全員協議会資料5-2、新旧対照表を御覧いただければと思います。まず1ページ、1条関係ですが、富岡町職員定数条例の一部としまして、改正本文中1条において会計年度任用職員を職員定数から除外するという規定に改めます。

2ページになります。第2条関係ですが、富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正としまして、改正本文中第3条におきまして、フルタイム会計年度任用職員の給与、その他勤務の状況を正職員と同様に公表対象にする規定を加えます。

3ページ、第3条関係、富岡町職員の分限に関する条例の一部改正としまして、改正本文中第3条

第5項において、会計年度任用職員の分限による休職期間は、任期の範囲内とする規定を新たに加えています。

4ページになります。第4条関係、富岡町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正として、改正本文中第3条において、会計年度任用職員が懲戒処分を受けた場合の減給効果の規定を加えています。

5ページ、第5条関係ですが、職員の服務に関する条例の一部改正として、改正本文中第2条第2項において、会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を新たに加えています。

6ページになります。第6条関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正としまして、改正本文中第18条において、非常勤職員の定義を会計年度任用職員に改めています。

7ページから12ページになりますが、こちらが第7条関係、職員の育児休業等に関する条例の一部改正となっておりまして、7ページの改正本文中第2条につきましては、地方公務員育児休業法第2条第1項におきまして、育児休業をすることができる非常勤職員の定義がされておりまして、今回新たに第3号として非常勤職員に係る規定を加えており、第2条の2につきましては、同じく育児休業法第2条第1項の規定に基づきまして、非常勤職員に係る育児休業の承認ができる期間として、当該子の養育の事情に応じまして1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で取得できるような規定を加えています。

第2条の3につきましては、こちらも同じく育児休業法第2条第1項におきまして、非常勤職員に係る育児休業の承認ができる場合の規定を定められておりまして、2歳に達する日まで取得が可能であるというようにされております。ですので、その条件として、第1号において非常勤職員またはその配偶者が1歳6か月到達日まで育児休業を取得していること、第2号においては特に必要と認められる場合の委任規定をそれぞれ新たに加えています。

第2条の4につきましては、新たに規定の新設によりまして、改正前の第2条の2を第2条の4に改めています。

第3条につきましては、当該子について1回限りの育児休業の取得に限られているのが原則となっておりますが、条例で定める特別の事情に該当する場合はこの限りではないと法律上規定されておりまして、今回非常勤職員に係る規定といたしまして、第6号で非常勤職員またはその配偶者が1歳到達日まで育児休業を取得していること、非常勤職員またはその配偶者が1歳6か月到達日まで育児休業を取得していること、その他特に必要と認められた場合の条件に合致することを規定しております。第7号として、非常勤職員の任期の末日が育児休業の期間の末日となっている職員が任期の更新または再度の任用によりまして任期の末日の翌日を初日として改めて育児休業を取得できるようそれぞれ新たに規定を加えています。

第7条につきましては、育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規定を、第8条につきましては、実務経験、職務経験に基づき号給調整をしております会計年度

任用職員の給与につきましては、休業中は実務経験等の期間に算入することができないということになつておりますので、正職員であればできる号給調整については会計年度任用職員は除くという規定を加えております。

第17条につきましては、部分休業ができる非常勤職員の定義を、第18条につきましては、非常勤職員に係る部分休業の承認に係る規定をそれぞれ新たに加えております。

13ページから20ページ、第8条関係になります。特別職の職員で非常勤者の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、会計年度任用職員に移行した復興支援員、それからパトロール員、社会教育指導員、嘱託図書司書、文化財専門調査員、環境美化推進員、こちらは削ります。上位法の改正に伴う職の廃止を併せて行うこととしておりますので、教育委員会の委員長、それから体育指導員などを今回削らせていただいて表の全部を改めております。

21ページになります。第9条関係ですが、職員の給与に関する条例の一部改正として、改正本文中第29条において、会計年度任用職員の給与は別に定める規定に改めております。

22ページになります。第10条関係、職員等の旅費に関する条例の一部改正としまして、改正本文中第1条において、地方自治法において旅費を支給できる職員として会計年度任用職員も含まれることとなったため、職員の定義を新たに加えております。

23ページから24ページ、第11条関係の富岡町交通教育専門員設置条例、それから25ページの12条関係、富岡町環境美化条例、26、27ページの第13条関係、語学指導等を行う外国青年の給与に関する条例、28ページ、第14条関係の富岡町社会教育指導員設置等に関する条例の一部改正としまして、交通教育専門員、それから環境美化推進員、語学指導を行う外国青年、それから社会教育指導員がそれぞれパートタイムの会計年度任用職員へ移行することに伴いまして、身分、任用期間、報酬、費用弁償、期末手当について、地方公務員法及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を引用するよう改めております。今回のこの条例の施行日を今回の地方公務員法、それから地方自治法の施行期日と同日であります令和2年の4月1日としておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件5、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時57分)

再開 (午後 2時04分)

○議長 (塚野芳美君) 再開いたします。

次に、付議事件6、東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税等の減免に関する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長 (小林元一君) それでは、付議事件6の東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税等の減免に関する条例(案)についてご説明申し上げます。説明に当たっては、着座にて説明させていただきます。

初めに、資料6-1にて概要を、次に6-2におきまして条例(案)を説明させていただきたいと思います。それでは、6-1を御覧ください。前回12月の全員協議会でもご説明しましたが、町税等の減免につきましては、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた方々の避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく減免条例を制定いたしまして平成23年度より実施しておりますが、国からの補填財源が不透明なことから、今年度より見直しをしております。令和2年度の町税等の減免内容については、償却資産の内容を一部見直ししておりますが、本年度とほぼ同じ減免措置を継続するものでございます。

初めに、1の町民税につきましては、今年度と同様に通常課税となっております。

次に、2の固定資産税の土地と建物につきましては、避難指示が解除された区域においては、令和2年度までは2分の1減額課税で、避難指示区域につきましては全額課税免除が継続されます。

次に、環境省が実施する解体申出家屋につきましては、本年度と同様に避難指示解除区域においては、令和元年12月末日までに解体の申込みを受理され、令和2年12月末日までに解体された家屋につきましては、条例に基づき減免といたします。なお、12月末までに解体工事が完了はしないが、既に工事に着手しているものにつきましては、家屋に損傷が加えられており、その価値が減じられていることから、解体家屋といたしまして整理しているところでございます。

次に、償却資産につきましては、通常課税ですが、今年度までは震災などの影響により使用できない状況にあるものは、避難指示の区別なく申請により減免を判断しておりましたが、令和2年度からは避難指示区域内の対応に見直しをしているものでございます。

次に、3の軽自動車税につきましては、通常課税となっておりますが、避難指示区域内に放置され、震災などの影響により使用できない状況にあるものは、本年度と同様に申請により減免といたします。

次に、4の国民健康保険税と5の介護保険料につきましては、先日国からの財政支援の延長の通知があり、引き続き今年度と同様に減免を継続いたします。ただし、避難指示解除区域の方で国民健康保険税は、上位所得世帯600万円を超える世帯、介護保険料は上位所得者633万円以上の方は、通常課税となります。なお、避難指示区域の方は、所得に制限なく減免が継続されるものでございます。

次に、2ページの資料6—2の条例（案）についてご説明いたします。まず、第1条につきましては、本条例の趣旨を定めており、第2条においては用語の意義を定義しております。

第3条につきましては、固定資産税の減免規定であり、第1号においては償却資産についての減免、第2号においては環境省による解体家屋についての減免を規定するものでございます。

次に、第4条につきましては、軽自動車税の減免を規定しております。

第5条につきましては、国民健康保険税の減免を規定するものであり、次のページの第1号では、避難指示解除準備区域、居住制限区域であった世帯及び帰還困難区域の世帯に対するものでございます。

第2号は、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点であった世帯に対するものでございます。

第2項につきましては保険税減免の適用期間を、第3項は資格取得が遅れた場合の取扱い、第4項は所得の構成等により保険税の変更があった場合の取扱いに対するものでございます。

次に、第6条につきましては、介護保険料の減免を規定するものであり、国民健康保険税の減免内容と同様であり、保険税を保険料、世帯を被保険者に、基準所得額を合算した額が600万円を個人の合計所得額が630万円と読み替えております。

次ページを御覧ください。次に、第7条につきましては、この条例の施行に関する委任規定でありまして、附則としまして、附則日を令和2年4月1日にするものでございます。

以上が条例（案）の説明となります。3月の定例議会に上程いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件6、東日本大震災等による被災者に対する令和2年度の町税等の減免に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時04分)

○議長（塙野芳美君） 再開いたします。

次に、付議事件7、富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例についての説明を生涯学習課長より求めます。

課長。

○参事兼生涯学習課長（三瓶清一君） 富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例は、3月の

定例議会につきまして上程する予定でございます。文化財建造物を適正に管理するための条例となつております。

それでは、説明は着座にて失礼いたします。説明させていただきます。富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例についてご説明させていただきます。全員協議会資料7を御覧ください。この条例は、地方自治法第244条の2項の規定に基づき、歴史的な価値を有する建造物の保存及び活用を促進し、後世に地域の歴史を伝え、地域文化の振興を図るため、富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例を制定するものです。条例は、12条建てとなっております。第1条に設置として、町内の歴史的な価値を有する建造物の保存及び活用を促進し、後世に地域の歴史を伝え、地域文化の振興を図るため、富岡町文化財建造物を設置するとして設置の目的を明記しております。

第2条には、定義としまして、町指定文化財の指定を受けた建造物を文化財建造物とすることを定義しております。

第3条には、名称及び位置として、物件の名称と位置を明記しているところです。

第4条につきましては休館日、第5条には開館時間を明記しております。

第6条につきましては建物内での遵守事項、第7条では入館の制限、第8条では損害賠償の義務、第9条では指定管理者による管理についてでございます。

第10条では指定管理業務の範囲、第11条では指定管理の基準、第12条では委任事務として、本条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるとしております。

なお、附則として、条例は令和2年4月1日より施行することとしたものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件7、富岡町文化財建造物の設置及び管理に関する条例についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議いたします。

休 議 (午後 2時09分)

再 開 (午後 2時09分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。

その他1、共生型サポート拠点施設整備事業及び地域交流館整備事業についての説明を福祉課長より求めます。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） それでは、福祉課からその他といたしまして、共生型サポート拠点施設整備事業及び地域交流館整備事業についてご報告をさせていただきたいと思います。失礼いたします。

お手元の資料、2枚つづりでございますが、一番最後につけさせていただいております全員協議会資料その他1-1、それとその他1-2の資料でご説明させていただきたいと思います。まず初めに、共生型サポート拠点の整備についてですが、せんたって委員会の皆様にもご報告させていただきましたが、現在基本計画を策定中でございます。基本計画の策定に伴い、ある程度のスケジュール案、それから規模についてお知らせすることができるようになりましたので、今回ご報告をさせていただきたいと思います。それから、地域交流館の整備事業につきましては、今年度国の補助を頂きまして、実施設計を策定しております。実施設計もほぼ策定終了が見えましたことから、次年度の建築の発注に向けて概要のパースも提出できるようになりました。以前お約束いたしましたとおり、逐次ご報告ということで今回報告をさせていただきたいと思います。

以上2点について係長のほうから詳細説明させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 係長。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） 着座にて失礼いたします。

○議長（塙野芳美君） はい、どうぞ。

○福祉課介護保険係長（安藤 崇君） それでは、私から共生型サポート拠点整備事業につきまして、全員協議会資料その他1-1をもちまして説明申し上げます。

ただいまの当事業の進捗状況でございますが、まず資料の1番、施設面積につきましては、その施設を特別養護老人ホーム、広域型で50床を予定しております。こちらの施設には、ショートステイを設ける予定でもございまして、その面積を3,000平米、そしてトータルサポートセンターとしましてこちらを1,000平米、当初の計画のとおり進めておりまして、4,000平米程度の施設内容を現在鋭意進めているものでございます。

そして、2番目のスケジュール（案）でございますが、冒頭当課長より申し上げましたとおり、現在基本計画を取りまとめておるところでございまして、今年の春頃には基本計画案を皆様にお示しできるかと思います。そして、計画のご同意を頂ければ、夏には公募型のプロポーザルを実施いたしまして、設計から施工までの一括した発注に備えてまいりたいと考えております。こちらデザイン&ビルト型と呼ばれる公募方法でございまして、こちらで工期の短縮を図ってまいりたいという考え方でございます。こちらの公募が終わりますと、最優良提案者との基本協定を締結し、秋口には皆様にその事業者と提案内容をお示しできるかと考えております。そして、早ければ来年になりますが、令和3年1月には着工、順次整ったものから建築にも着工を進め、令和3年中の竣工を目指してまいりたく考えております。

また、今事業の予算でございますけれども、お手元資料の3番目、予算計画におきましては、総事

業費を18億5,000万円程度を見ております。その財源といたしましては、町が持つ交付金、基金のほか、こちら資料でいきますと③番目、県からの補助金も見込みましての予算立てをし、設計と施工に備えてまいりたいと考えております。

歳出におきましては、予算の範囲内におきまして、各種基本実施設計、そのほか申請業務に係る委託業務の発注のほか、本体となるトータルサポートセンターからの建築工事、また什器備品等の購入も含めて進めてまいりたく考えております。まだ基本計画ですが、取りまとめの状況でございますので、詳細についてこの場をもちましてお答えできない部分もございますが、計画がまとまり次第やかに皆様にもご報告申し上げたく思いますので、現在の進捗状況を申し上げさせていただきます。共生型の事業に関しましては、報告事項以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この計画が浮上したときには、9月頃着工などという話も聞いていたのですが、全体工程が遅れているのかな。工事請負契約の締結から着工して完了するまで、3年の1月から12月末で完了ということなのですが、これだけの規模の工事が1年で、12か月でというのはちょっときついのかなと思うのですが、これ外構を含めての話なのかなと思うのです。その辺の工程的な問題は大丈夫なのかな。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

13番議員ご心配のとおり、やはり規模も大きいですので、工期が心配ではございます。そのためにデザイン＆ビルドということで、設計、施工一括発注とさせていただきまして、先ほど環境省事業の際にも早川議員もご心配されていたように、年度末、年度当初の空き期間をなくすようにということで、我々も年度またぎで継続費の設定をさせていただきまして、現場が止まることのないように進めさせていただきたいと思っています。なお、工期につきましては、類似施設の例からして、9か月程度を要するということも話を聞いておりますので、一応この工期であれば十分間に合うものと我々は見ております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。工期的に無理があると当然いろんなリスクが生まれてきますので、十分その辺は気をつけながらお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 一括で18億5,000万円というのは、金額から追いかけると標準工期の観点は

どうなる。

○議長（塚野芳美君） 課長。

○福祉課長（杉本 良君） こちら18億5,000万円全て建築ではございませんで、設計にも少々お金を使うようになりますが、規模的に標準工期というものを我々できちんとつかんではおりませんで、都市整備と話をしながら進めた結果この工期で間に合うのではないかという話を今お話しさせていただいたところです。ただ、設計、施工一括発注ということですので、設計が終わり次第施工の契約行為に入らせていただいて、一日でも早い工事着手、そして滞りない施工、竣工に進めていきたいと思ってございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） アーカイブのときみたいに図面出してきて直せないとかそういうことだけ絶対ないように。あと今課長が言うように、設計の分除く、除かないは、一括発注だからどういうように都市整備課で調べているかわからないけれども、標準工期逸脱するようなことがあるといろんな面で不都合が生じるから、だからそこら辺は専門分野でないだろうから都市整備課長ないし総務課長にご相談してやってください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございました。

我々も後戻りできないような計画を提示して皆様にご納得いただけないような施設を造るつもりはございませんので、逐次協議させていただきながら進めさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） この業務委託について聞きたいのですけれども、これは町でこの建物を建てられて業務委託締結をして運営してもらうという形になると思うのですけれども、これはどういう形で契約されるのか。例えば賃貸にするのかもしくは前の伸生双葉会のように補助金を出してあとはやってもらう形になるのか、その辺詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

ちょっと紛らわしい表記で申し訳ございません。こちら2番のスケジュール（案）、今6番、早川議員のおっしゃっていたところ、秋の欄だと思うのですが、こちらの業務委託契約の締結というところ、紛らわしい記載で申し訳ございませんが、こちら設計、施工一括発注の上の設計業務のお話でございます。なお、ご心配の運営に関しましては、ハードと並行してソフトの部分につきましてもなるべく早くプロポーザル等を実施しまして、我々の今の想定でいきますと指定管理をさせていただければと思ってございます。なお、ご心配のように、運営業者なかなか集まらない状況という話も聞いて

おりますので、なるべく早いプロポーザルにおいて業者も選定してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 失礼しました。私もちょっと勘違いしたのですけれども、どちらにしても運営される会社が必要だということになると思うのですけれども、この先の話になるとは思うのですが、今後一番重要視されるところであって、まず委託業者がいなければこの建物活用できないということもありますし、あとはある程度の駆け引きなんかも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、さくらモールのように当初3年間無償提供とかいろんな契約方法はあると思うのですけれども、その辺は町として出費がないにこしたことはないのですけれども、だからといってそれでこれでは難しいとなつても困りますし、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

早川議員おっしゃるように、なかなか難しい問題ではあるかと思います。我々も協力できるところは協力をし、まず入っていただける業者を確保することが大事だと考えてございますので、支出が伴う場合もございます。その際は、皆様のご意見頂きながらまずは業者確保ということで向かっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。

あと今回50床に増やしたということもあるのですけれども、やはり今全国的に介護職員が不足しているということもあって、職員が足りなくてベッドを埋めることができないということが結構騒がれていますので、せっかく増やしたのに職員数が少ないとことによって埋められないということは絶対にないようにしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

我々としましても、せっかく増やした50床ですので、こちらになるべく多くの方入っていただいて、まずスタッフの確保が第一だと思いますが、県の高齢福祉課等ともその協議を始めてございまして、スタッフの確保、それから運営業者の確保、そして入所者の確保全てにおきまして最善の努力を尽くしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

財源のところなのですが、こういった施設造るときのもう少し何か補助金の率が高いのかなどと思っていたのですが、思ったより少ないのですが、今後何か別枠で何かそういうものあるかどうか、

その辺模索していただけたのだと思うのですが、そのあたり特に使えそうなものないのかどうか、今の現時点です。ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

ご質問の補助金につきましては、先ほども出ましたが、県の高齢福祉課等とも協議をしておりまして、探っていただいている段階でございます。ただ、今この③番の補助金につきましては、県の事業で、ベッド1床当たり今だと約350万円の補助金が出るということで50床。それと、ショートステイだと若干補助金の額が目減りするということでございますが、このぐらいの想定を見込んでございます。おっしゃるとおり、これ以外にも補助金があればどんどん活用してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

課長、地域交流館については、何か一言ぐらい説明はないですか。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 実は、説明を準備していたのですが、議長でそのまま共生型の質問はございませんかと入ってしまったので、説明をする機会を失ってしまいました。これから説明させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） これそちらで持っているかどうかわからないのですけれども、その他はサポートと交流館と一本なのです、その他で出てきているのが。ですから、もう交流館の部分が説明ないからはよったのかなと思ったのですけれども、では続けてください。

係長。

○福祉課福祉係長（高木大輔君） 着座にて失礼いたします。

福祉課におきまして、子供の遊び場として整備しております地域交流館事業につきまして、当事業の設計業者である株式会社永山設計事務所より設計が上がりましたので、簡単な図面ではありますが、皆様にお示しいたします。

まずは、外観と内観のパースの図面となります。こちらを御覧ください。地域交流館は、さくらモールに隣接する坂本種苗の跡地に建築を予定しております。既存の建築物については、現在解体中で、今年度中には解体を完了する予定です。内部につきましては、管理部門以外の空間はできる限り柱をなくしております。柱をなくすことで子供が大きく体を使い思い切り遊ぶことができる空間を確保しつつ施設の見晴らしがよくなり、監視の目が行き届きやすいような構造となっております。

内部の遊具につきましては、裏面にございます平面図、こちらを御覧ください。大型のまず滑り台、あとボールプール、あとエアトラック、サイバーホイールなど様々な形態の遊具を設置しております。現物はまだございませんので、写真はイメージとなりますが、こちらはこれらを使い子供が飛んだり

はねたり目いっぱい体を動かせる空間を整備いたします。

今後につきましては、3月中に指名委員会を行い、4月には工事の入札、その後議会での同意を経て5月か6月には建築工事に着手したいと考えており、令和3年の3月までには竣工、開館を目指しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） 地域交流館について説明が終わりました。質疑ございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） これ今ちょっと外観パースと平面図しか出ていないのですけれども、駐車スペース、子供がメインの空間というか建物なので、さくらモールの駐車場だと結構あそこ交通量多いのです。そういうこと考えると、ちょっと安全面を考えると駐車スペースはどう考えているのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

我々の検討委員会の中でもその話は出まして、施設に隣接する駐車場といたしましては、身障者用が2台、それから一般用2台、計4台分を施設脇に想定してございます。あとさくらモールの駐車場をあえて使っていただくという表現が正しいかどうかわかりませんが、親子同伴というような原則ですので、さくらモールの駐車場に止めていただいて親子手をつないで道路を渡っていただいて利用していただく。その際に、交通ルールも教えていただければということでお願いしようと考えてございます。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 課長の言うこともわからないわけではないのですけれども、なかなか敷地外のところまでというと予算とかいろんなことも出てくるのだと思うのですけれども、やはり例えば雨の日のこととかいろんなこと、当然雨降ればインドアなので、来る人も増えるでしょうから、そういう辺も考えてこの敷地の中の整備プラスアルファを考えて全体計画をしていかないと、作ったはいいけれども、やっぱり後でいろいろ危ないとか来る可能性があるので、できればそこまでちょっと考えていただければなと思いますし、一番なのはやはりあそこの交通量の多いところを通らないである程度駐車場が確保されるほうがいいのかなと思うので、配置計画がないので、どのぐらい敷地が空いているかわからないのですけれども、そこはちょっとこの敷地の範囲だからということではなくて、範囲外も検討していただければと思います。

○議長（塙野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） 今の計画でいきますと、なかなか難しい部分がございますが、産業振興課とさくらモールの駐車場の利用等につきまして協議を進めさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 課長、今の部分の敷地からしたらば、2台足す2台、4台分以外ははつきり言って無理なのでしょう。物理的に面積取れないでしよう。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） フェンスで囲った中には4台分以上は取れませんので、さくらモールの駐車場を利用することになると思います。安全確保の面で産業振興課と協議させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今ちょっと課長の答弁の中で親子同伴という言葉出たと思うのですが、ちょっと目的が変わってきてしまっているのかなと思うのです。というのは、当初の目的は、さくらモールのような施設が隣接町村に類似施設ができたときに、やはりさくらモールをよりよく生かすため、買物客を増やすために子供広場などを作つて子供は安全に見守つて遊ばせながら親は買物してと、そういう雰囲気の話でこの話が進んできたと思うのです。これがらっと目的が変わってきてしまつてはいるのではないか。その辺どうなのですか。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長、ちょっと待つてください。

委員会で今まで何回か説明ありましたけれども、そのときに親子で買物に来たときに子供をここに預けて親が安心して買物できると。ですから、原則親子同伴という表現を使ったのかと思うのですけれども、その辺も含めてお答えください。

福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ご質問ありがとうございます。

私ども今年度この実施計画、それと前年度の基本計画、実施計画の上では、さくらモールの利用促進というは表に出せない理由でございまして、県、国の補助金を使う上で子供が健やかに遊べる施設ということで整備を進めさせていただきました。その上で、利用の上では、子供だけでの利用ということですと防犯上余りよろしくないのではないかという意見も保護者あるいは校長先生からも頂きましたので、原則親子同伴ということで今進めさせていただいてございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） それは違うと思います、全然。それは、全然もう目的が変わってきているし、親子同伴で遊ぶ施設としては、ちょっと狭いのではないかと思うのです。校長先生がああ言った、こう言った、防犯的な面でどうだと、そういう防犯的な面とかそういう部分は行政でしっかり見守りながら遊ばせるということだったと思うのです。だから、そういう考え方でこの施設を設計したとすれば、きちっとしたものがまだ出てきていないからわかりませんが、とんでもない方向に進むような施設になるのではないか。私はそう思います。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） お話頂いている件ですが、我々としましては親子で遊んでいただくということで進めてはございます。ただ、運用につきましては、指定管理を入れていきたいと思いますので、運用面につきましては今後検討させていただきまして、使いやすい施設ということで進めさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 言っている趣旨はわかりますけれども、親子でここに来て遊んで帰るのであれば、さくらモールのアピールにも何にもならないし、こういう施設であれば富岡町幼保の一貫でもすばらしい施設ありますし、あれは日常一般の人が入って使われる施設ではないですが。また、学びの森もあるし、アーカイブ施設もできるし、そういうものを親が子供を連れて見学させながらもう遊ぶと、この遊びとはちょっと変わった遊びですけれども。そういうものはいっぱいあるのです。それで、あれだけボリュームの大きい町でも支出してさくらモール作って、それを衰退させないようにと考える類似施設として執行部から提案あったと思うのです。それが目的が変わっていくのであれば、要らない施設になる可能性が多いですから賛成できません、私は。

○議長（塚野芳美君） 福祉課長。

○福祉課長（杉本 良君） ありがとうございます。

運用につきましては、来年度いっぱい開館までお時間を頂き、運用計画について福祉課内で町執行部でもんでまたご提案させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、3回終わったからですけれども、ちょっと言いにくいこと言いますけれども、マスコミもいますので、補助金との整合性の問題、それから委員会で説明あった部分、運用、その辺の詳細は後確認すれば恐らく理解いただけると思うので、あとゆっくりやってください。

○13番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、その他1、共生型サポート拠点施設整備事業及び地域交流館整備事業についてを終わります。

執行部からその他ございますか。

総務課長。

○総務課長（林 紀夫君） お疲れさまです。

今定例会、3月定例会終了後にご案内を申し上げておりました議会議員の皆様と執行部の懇談会でございますが、現下の状況を考え合わせまして中止をさせていただきたいと思いますので、皆様ご理解いただくようにお願いいたしたいと思います。

加えてもう一点でございます。そういう状況ではありますが、3.11慰霊祭につきましては、会場が限られている、それからお越しになられる方も現実的には特定の方に近いということな物ですから、しっかりととした対応もできるということで、3.11の慰霊祭につきましては予定どおり開催いたしますので、この点についてはご了解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塙野芳美君）　この件につきましては、質疑はございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　議員からその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君）　なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

閉　会　　（午後　2時39分）